



鳥建技第359号
平成24年3月28日

国土交通省鳥取河川国道事務所長
国土交通省倉吉河川国道事務所長
国土交通省日野河川国道事務所長
鳥取県各部長
鳥取県行政監察監長
鳥取県企業局長
鳥取県教育長
鳥取県警察本部長
鳥取県各総合事務所長
鳥取県鳥取空港管理事務所長
鳥取県鳥取港湾事務所長
鳥取市水道事務管理
倉吉市市長
湯梨浜町町長
北栄浦山町町長
大社団法人鳥取県建設業協会
社団法人鳥取県建設業協会県内各支部長

様

財団法人鳥取県建設技術センター代表理事



財団法人鳥取県建設技術センター帽子取事業所に係る建設発生土の受入
について（通知）

当センターの事業運営につきましては、格別のご高配をいただき厚くお礼申し上げます。
さて、帽子取事業所におきましては、下記のとおり本格的な受入を行うこととしましたの
でお知らせいたします。
ついでには、今後公共事業の執行にあたり、建設発生土の指定処分地として帽子取事業所を
御利用くださいますようお願いいたします。

記

- 1 事業所名 財団法人鳥取県建設技術センター 帽子取事業所
- 2 事業所位置 東伯郡琴浦町大字八橋（別添図面のとおり）
- 3 本格受入 平成24年4月2日（月）
受入日：土・日曜日及び祝祭日を除く平日
受入時間：8:30～17:00（12:00～13:00は除く）
- 4 処理料金 1,260円/m³（税込）
- 5 受入容量 約21万m³（地山土量）
- 6 搬入路 別添図面のとおり
- 7 その他

1) 発注機関担当者の方へ

・当センターホームページの建設発生土処理システムから工事の通知登録を行ってください。
初めて利用される方は、ID・パスワードの取得からお願いいたします。

注) 通知登録は搬入の予約ではありません。

- ・通知登録により取得された「工事受付番号」は、請負業者の方が行う建設発生土の搬入申込手続きに必要ですので、請負業者担当者へ伝達してください。
- 2) 建設発生土の受入れ条件について
- ・軟弱土（コーン指数300N/m²未満）の受入はできません。
 - ・受入れ条件に反する場合は、建設発生土搬入者の費用で持ち帰っていただきます。
 - ・泥土（建設汚泥を含む）、アスファルト/コンクリート破片、木くず、金属、プラスチック、紙くず等、産業廃棄物が混入する土砂は受入できません。
 - ・汚染された土地を掘削した土砂、またはその疑いのある土地を掘削した土砂は搬入できません。

問い合わせ先

〒682-0018

鳥取県倉吉市福庭町2丁目23番地

財団法人鳥取県建設技術センター 建設支援課

TEL:0858-26-6089 FAX:0858-26-6004